厚木市消防本部防災行政無線局（固定系支局）取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、厚木市防災行政無線局管理運用規程第15条の規定に基づき制定された厚木市防災行政無線局運用要綱（以下「運用要綱」という。）に定めるもののほか、固定系支局の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第２条　固定系支局の管理者（以下「管理者」という。）は、指令課長とする。

２　管理者は、通信取扱責任者を指揮監督する。

（通信取扱責任者）

第３条　通信取扱責任者は、指令係長とする。

２　通信取扱責任者は、職員の中から無線従事者を指名し、固定系支局の操作を行わせることができる。

（放送の種別）

第４条　放送の種別は、緊急放送及び一般放送とする。

（緊急放送）

第５条　緊急放送は、建物火災で炎上が確認されたもの又は市民生活に影響を及ぼす火災その他の災害で、管理者が必要と認めたものとする。

（一般放送）

第６条　一般放送は、前条に該当しないものについて、管理責任者（防災主管課長をいう。）が不在である場合に、依頼者からの依頼により行うものとする。

２　前項の規定による依頼は、一般放送依頼書（運用要綱別記様式。以下「依頼書」という。）により行うものとする。ただし、事態が切迫し、その暇がないときは、口頭、電話等により依頼ができるものとし、後日、依頼者は、管理者に依頼書を提出するものとする。

（放送の地区）

第７条 放送の地区は、次の各号に掲げるものとする。

　(1) 緊急放送　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める地区

　　ア　災害に関する緊急放送（イに掲げるものを除く。）は、災害発生地区及び隣接地区とする。

　　イ　停電、断水及び電話不通等に関する緊急放送（以下「停電等」という。）は、

　　　停電等の発生地区とする。

　(2) 一般放送　市内全域

（放送の記録等）

第８条　通信取扱責任者は、放送を行った場合は、防災行政無線広報簿及び防災行政無線（固定系支局）業務日誌・動作点検簿により放送内容その他必要事項を記録し、速やかに管理者に報告しなければならない。

　　　附　則

１　この要綱は、平成30年３月１日から施行する。

２　厚木市消防本部防災行政無線局（固定系支局）取扱要領（昭和61年７月１日施行）は廃止する。